

別表 静岡県リサイクル認定製品認定基準

区 分	認定基準等
安全性への配慮	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による特別管理一般廃棄物*¹及び特別管理産業廃棄物*²を原材料としていないこと</p> <p>2 土壌汚染の未然防止のため、土壌に溶出する可能性のあるもの*³については、次の基準等に適合していること</p> <p>(1)環境基本法(平成5年法律第91号)の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準(土壌溶出基準)</p> <p>(2)ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準(次に掲げるリサイクル製品に該当する場合に限る。)</p> <p>ア 原材料に、廃棄物焼却炉(同法第2条第2項に規定する特定施設に限る。)において廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥(廃ガス洗淨施設から排出されたものに限る。)、燃え殻又はばいじん(集じん施設によって集められたものに限る。)を使用したもの</p> <p>イ 燃焼、炭化等の工程を経たもの</p> <p>ウ その他知事が必要と認めるもの</p> <p>3 その他当該製品について適用される関係法令等を遵守していること</p>
規格等	<p>次のいずれかの規格等に適合していること</p> <p>1 J I S規格*⁴</p> <p>2 J A S規格*⁵</p> <p>3 エコマーク認定基準*⁶(再生資源使用割合を除く。)</p> <p>4 静岡県の各部局が定める工事共通仕様書等に示す規格等</p> <p>5 その他知事が適当と認めるもの</p>
廃棄物等使用割合	<p>次の使用割合を満たしていること</p> <p>1 静岡県環境物品等の調達に関する基本方針(平成13年10月1日制定)に定める特定調達品目にあつては、当該品目の判断基準及び配慮事項に記載された再生材等使用割合</p> <p>2 1を除き、エコマーク対象商品類型の品目にあつては、当該商品類型認定基準等に定められた再生材等使用割合</p> <p>3 その他知事が認める廃棄物使用割合</p>
利用推進の取組	<p>製品の販売目標とこれを達成するための具体的な取組があること</p>
その他	<p>知事が特に廃棄物の減量及び資源の有効利用に資すると認めたもの</p>

* 1 特別管理一般廃棄物

- ・ P C Bを使用した廃エアコン、テレビ、電子レンジ等の部品
- ・ 血液の付着したガーゼ等の感染性病原体を含む一般廃棄物（感染性一般廃棄物）等

* 2 特別管理産業廃棄物

- ・ 廃油（産業廃棄物である揮発油類、灯油類及び軽油類）
- ・ 廃酸（pH が 2.0 以下の廃酸）
- ・ 廃アルカリ（pH が 12.5 以上の廃アルカリ）
- ・ 血液の付着した注射針などの感染性病原体を含む産業廃棄物（感染性産業廃棄物）
- ・ 有害汚泥、P C Bを含む廃油、P C Bに汚染された廃プラスチック類、廃石綿等（特定有害産業廃棄物） 等

* 3 「土壌に溶出する可能性のあるもの」とは、屋外使用の製品のことをいう。ただし、新たに環境を悪化させる土壌への溶出の可能性がない自然由来の製品は除く。

* 4 「J I S規格」とは、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本工業規格をいう。

* 5 「J A S規格」とは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律 175 号）第 7 条の日本農林規格をいう。

* 6 「エコマーク商品認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会が定めるエコマーク商品認定基準をいう。